

○大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校研究成果有体物規程

平成31年4月1日

規程第319号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が設置する大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）における研究の成果として生じた研究成果有体物（以下「成果有体物」という。）の適正な取扱い及び管理を図るために、大学等の教職員等の成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「成果有体物」とは、研究及び教育によって得られたコンピュータプログラム・データベースに係る著作物、試薬、材料、試料、動物、植物、細胞株、菌株、微生物体、核酸、タンパク質、脂質、糖質、遺伝子、試作品、実験装置等の、研究及び教育目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するもの（研究成果普及品等として別途定めたものを除く。）をいう。

2 この規程において「教職員」とは、研究活動に従事する大学等の教職員をいう。

3 この規程において「在籍研究者」とは、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程に規定する研究員及びその他大学の研究活動に従事する本学に在籍する研究者をいう。

4 この規程において「学生」とは、大学等に在籍し、教職員に研究の指導を受ける者をいう。

(成果有体物の帰属)

第3条 教職員が、大学等において職務上大学等の設備等を使用して得た成果有体物の所有権は原則として法人に帰属する。

2 在籍研究者及び学生（以下「学生等」という。）によって大学等において得られた成果有体物は、原則として教職員の指導の下に得られた研究成果として法人に帰属する。ただし、教職員の指導または大学等の教育研究のプログラムから独立し、学生等の自らの発想により得られた成果有体物、並びに契約等により研究成果の取扱いについて別途定めてある場合には、この限りではない。

3 教職員が大学等以外の機関（以下「外部機関」という。）において得た成果有体物は、あらかじめ法人が締結した契約書等の定めに基づき、その帰属を決定する。

(成果有体物の管理)

第4条 教職員は、職務上創作し、又は取得した成果有体物を適正に管理しなければならない。

(成果有体物の届出)

第5条 教職員、在籍研究者及び学生（以下「教職員等」という。）は、成果有体物について次の各号のいずれかの場合に該当するときは、当該有体物につき速やかに法人に届け出なければならない。

- (1) 外部機関に提供する場合
- (2) 外部機関から成果有体物の提供の要請があった場合
- (3) 提供を前提に寄託機関等に登録する場合
- (4) その他届出を必要とする場合

(事務手続)

第6条 前条の届出は、所定の書式（成果有体物提供届出）により、研究推進本部に提出するものとする。

(処理)

第7条 法人は、前条の届出を受理した時は、速やかに成果有体物提供契約を締結するものとする。

(学術・研究開発を目的とする提供)

第8条 法人は、学術・研究を目的として成果有体物を外部機関に提供する場合は、提供先との間で成果有体物の提供に関する契約を締結した後、成果有体物を提供先に無償で提供することができる。この場合において、法人は当該提供に係る成果有体物の作製及び提供に必要な経費を徴収することができる。

(産業利用・収益事業等を目的とする提供)

第9条 法人は、産業利用・収益事業等を目的として成果有体物を外部機関に提供する場合及び前条の目的以外の目的で成果有体物を提供する場合は、提供先との間で成果有体物の有償提供に関する契約を締結した後、成果有体物を提供先に有償で提供することができる。

(収入の配分)

第10条 法人は、成果有体物を提供することにより収入を得たときは、提供に必要な経費を控除の上、収入総額の30%を当該教職員等に配分し、35%を当該教職員等の所属する各学域、各研究科、高等教育推進機構、研究推進機構及び大阪府立大学工業高等専門学校の活動経費に、35%を研究推進本部の活動経費に充当する。

ただし、当該成果有体物が21世紀科学研究センターを構成する研究所の活動として創作

等された場合は、当該研究所の活動経費に充当する。

(外部機関の成果有体物)

第11条 法人は、外部機関から成果有体物の提供を受ける場合において、適正な成果有体物提供契約を締結するものとする。

(成果有体物の提供)

第12条 法人は、成果有体物の提供の判断に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 提供する成果有体物に第三者の知的財産権等の権利が含まれていることが明らかである場合は、第三者の権利を侵害しない適正な成果有体物提供契約を締結すること。

(2) 当該成果有体物の作成に関わった教職員等の研究及び教育に支障を生じさせないこと。

2 法人は、教職員等の異動（退職、卒業等）に伴う成果有体物の提供等の判断に当たっては、当該教職員等が異動先における研究等に支障が生じないように配慮するものとする。

(守秘義務)

第13条 教職員等は、成果有体物に関して、その内容並びに法人並びにその教職員等の利害に関係ある事項について、必要な期間それらの秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、教職員が法人を退職した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、学生等が籍を離れた後も適用するものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるものの他、成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際に、現に契約を締結している研究成果有体物は、この規程により契約を締結したものとみなし、この規程を適用する。